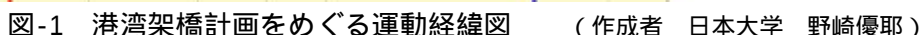


日本大学	学生員	○松葉直博
日本大学	正会員	田中絵里子
日本大学	正会員	鶴岡智史
日本大学	正会員	伊東孝

11 年前から現地調査を行っている実績を生かし、



連絡先 〒274-8504 千葉県船橋市習志野台 7-24-1 都市環境計画研究室 TEL 047-469-5572 E-mail : itoh@trpt.cst.nihon-u.ac.jp

地元の人々、研究者、弁護士、マスコミ、県及び市からのヒアリングや討論、過去の新聞記事、インターネットなどにより、資料や情報を入手した。昨年8月28日に行われた第8回口答弁論を傍聴した。

3．訴訟に至るまでの経緯

まず埋立計画と訴訟の経緯を図にまとめた(図-1)。図は、計画に反対している保存派住民と、計画を推進している福山市を大きな軸とし、図の中心を中立として左右に配置した。その他の団体や機関についても配置を見れば、保存派か開発派のどちらに傾斜しているのかがわかるようになっている。

時間軸の間隔は紙面の都合上、等間隔ではなく、事項ごとにまとめ、大きく4つの時期に区分した。「1.はじめに」にでふれた計画の凍結・急転回も、経緯図から容易にわかる。

4．裁判の概要

裁判は、原告が保存派住民163人、被告が広島県として行われている。司法救済を求めた本訴訟の「埋立免許差止請求事件」は、すでに10回の口答弁論が開かれ、これとは別に、埋立免許申請の可否を問う「埋立免許仮の差止め申立て事件」がある。

4-1 埋立免許差止請求事件

原告の請求は、県知事が県及び市に対し公有水面の埋立免許を許可してはならないというもの。裁判所が出した訴訟要件についての争点整理案では、「原告らが法律上の利益を有するか否か」「免許により原告らに重大な損害が生ずるといえるか否か」である。

4-2 埋立免許仮の差止め申立て事件

本訴訟と平行して行われていた本件は、申立ての緊急性がないという理由で2008年2月29日付けで埋立免許仮差止め申立ての却下が決定している。

却下と同時に、申立人らのうち約100名の排水権者に原告適格を認め、あわせて歴史的町並みゾーン内に居住する約70名に法的保護に値する景観利益を有し、原告適格があると認めた。

仮差止め申立ては却下されたが、実質的には原告請求が認められたと評価されている。

5．第8回口答弁論参加報告

今回の口頭弁論は、約20分と短かった。その理由は、被告側が前回未提出であった準備書面を期日直前に提出したため、原告側に反論する準備時間がな

く、議論にならなかったことにある。これは、口答弁論で毎回の意見陳述を認めるなど、原告にとって好意的な現裁判官が、今年の4月に代るため、被告側が時間を稼いでいるとみることもできる。

一方原告側は、多くの参加者であふれかえった記者会見で、東京の弁護士をいま頃になって付けた被告側はあせっている証拠で、われわれが追いつめていると判断、余裕がみられた。

6．今後の流れ

現在、状況は国土交通省からの認可待ちで、認可が出た場合、県知事は県と市に埋立免許を許可するのは確実、県と市は速やかに埋立を開始すると考えられる。また原告側は、認可が出た場合、執行停止を申立てるとともに、埋立免許差止訴訟を取消訴訟に変更する構えである。

しかし、10月16日の裁判官らの異例の現場視察、同月24日閣議後会見での金子大臣の「風光明媚な場所は避けた方がよい」という発言により、架橋計画中止に流れが傾いているのではないと思われる中、裁判は正念場を迎えている。

7．終わりに

鞆の浦の埋立架橋計画は、年表からもわかるように1983年の計画立案から25年の歳月が経過し、4半世紀にもわたる長い紛争となっている。これをインフラ事業の紛争として有名な小樽運河の事例と比べると、小樽運河は1966年に埋立計画が発表され、埋立反対運動の激化とともに都市計画道路の位置を変更して運河の半分を残した。工事は1986年2月に竣工した。この紛争経緯でも20年であった。

「鞆の世界遺産訴訟」は春には判決が予定されているが、裁判はこれで終わりでない。高裁、最高裁へと裁判闘争が続く可能性があることや、その後の開発ないしは保全施策が講じられるにしろ、事業が完結するには数年はかかり、優に30年以上かかるであろう。

鞆の浦の問題を古いタイプの保存運動と位置づけるのは簡単である。あたらしく制定された景観法や歴史まちづくり法は、まさしく鞆の浦にぴったりの法律と考えられるが、鞆でおきている問題には効果的でないことがわかる。われわれの英知が求められている。